

## 第11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項

### 1 基本的な考え方

- (1) 法第63条の3第1項に基づき、知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、保健所設置市の長、市町村長及び関係機関に対して総合調整を行う。また、法第63条の4に基づき、知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、感染症の発生及びまん延を防止するため緊急の必要がある場合に限り、保健所設置市の長に対し、入院勧告又は入院措置に係る指示を行う。
- (2) 感染症対策の実施については、基本的に県が主体となって総合調整を行うが、感染症の専門家や保健師等の派遣、患者の移送等について、他の複数の都道府県や医療機関等に対して広域的な総合調整を行う必要がある場合は、厚生労働大臣が総合調整を行う。また、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要がある場合等において、厚生労働大臣は知事等が行う事務に関し必要な指示を行う。

### 2 国における総合調整又は指示の方針

- (1) 知事は、他の都道府県知事や保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に必要な協力を求める場合において、必要に応じて、国へ総合調整の要請を行う。
- (2) 厚生労働大臣から総合調整を行うために必要な情報又は資料の提供の求めがあった場合、県又は医療機関その他の関係者は報告又は資料の提供を行う。
- (3) 積極的疫学調査の実施や患者の移送といった複数の都道府県の間で連携して対応することが必要な事項等について緊急に必要があり、国から都道府県等の事務の調整及び実施を含めた指示があった場合、県等は国の指示に基づき対応する。

### 3 県における総合調整又は指示の方針

- (1) 知事による総合調整は、平時であっても感染症対策に当たり必要がある場合に実施することができ、保健所設置市の長、市町村長のほか、医療機関や感染症試験研究等機関といった民間機関も対象とする。新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における総合調整・指示の発動場面・要件等については、平時から関係者と共有する。

なお、法第63条の3第2項に基づき、必要がある場合、保健所設置市の長は知事に対して総合調整を要請することができる。

- (2) 知事は、総合調整を行うために必要があると認めるときは、保健所設置市の長や他の関係機関等に対し、報告又は資料の提供を求める。
- (3) 県は、確保した病床に円滑に患者が入院できるようにするため、県連携協議会等を活用し、保健所や医療機関、高齢者施設等との連携強化を図り、保健所設置市に対する平時からの体制整備等に係る総合調整権限や、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の指示権限を適切に行使しながら、円滑に入院調整体制を構築し、実施する。